

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎073236

不用品を買い取ると言ったのに

貴金属を買い取られた!!

「終活の一環!?」高齢者を中心に

訪問購入のトラブルが発生しています

「不用品（衣類、靴など）を買い取るというので家に来てもらったら強引に貴金属を買い取られた」などの相談が全国の消費生活センターなどに寄せられています。特に60歳以上の高齢者の割合が全体の約7割を占め、中には終活でまとまった不用品を処分する際にトラブルに遭うケースもみられます。

相談事例

1 クーリング・オフの説明を受けておらず、契約書の記載内容も十分ではない事例

2 物品が返還されない事例

【事例】形見の指輪を返してほしいが、転売されてしまった。

【事例】ダイヤの指輪を返してほしいが、紛失したと言われた。

3 購入業者の強引な買い取り事例

【事例】売却を迷っていたら購入業者が千円札を置いて商品を勝手に持ち去ってしまった。

【事例】貴金属はないと伝えたら大声で怒鳴られ、怖い思いをした。

4 購入業者と連絡がとれなくなった事例

【事例】クーリング・オフをしたいが購入業者と連絡がとれない。

消費者へのアドバイス

1 突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう

訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘をすることは禁止されています。

2 買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう

購入業者は当初の話とは別の物品の売却を求めることは禁止されています。

3 購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう

申込または契約の際に、購入業者から消費者に対して取引内容（価格、購入業者の名称、クーリング・オフなど）を記載した書面を交付する必要があります。もし、購入業者から書面が交付されない場合には、書面の交付を求めましょう。

4 クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます

5 購入業者とトラブルになった場合には消費生活センターに相談しましょう

家に勝手に上がられたり、脅されたりするなど、身の危険を感じた場合には警察に連絡しましょう。

6 むやみに貴金属を見せない、触らせないようにしましょう

隙をみて貴金属を奪っていく事例もありますので、購入業者の目の前に出したままにせずに、購入業者の目の届かないところにしましましょう。

※ お困りの際は「188」消費者ホットラインにお電話を!

(国民生活センター平成29年9月7日発表情報より)

訪問購入心得

- 一、いきなり訪問してきた購入業者に対応しない
- 一、事前に関し取りを承諾した物品以外は売らない
- 一、売却後、8日間は物品を引き渡さない
- 一、むやみに貴金属を見せない、触らせない

(国民生活センターリーフレットより)

クーリング・オフできるよ



正義の味方 ひっかからないカモ